


# 平成21年建設業労働災害防止対策等総合実態調査 個人票

厚生労働省

この調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

都道府 県番号	一 連 番 号	個人 番号
1	2	3

[ 記入上の注意 ]

- この調査票は全部で **2ページ** あります。
- 調査票の記入に当たっては、1ページの裏面の解説を参照してください。
- 特にことわりのない限り、該当する番号に**1つだけ、○印**をつけてください。  
(複数回答の可能性のあるものは、回答欄が  のように網かけになっています。)
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 特にことわりのない限り、あなたが調査票の配布を受けた工事現場での記入する時点における**状況**について記入してください。

1 あなたの性、年齢、職種、経験年数、立場、所属する会社についてお答えください。

(1) 性

男	4 1
女	2

(2) 年齢

29歳以下	5 1
30～39歳	2
40～49歳	3
50～59歳	4
60歳以上	5

(3) 職種

建築作業(大工、鉄筋工、型枠工など)	6 1
土木作業(土工、舗装工など)	2
建設機械オペレーター(クレーン、トラックなど)	3
軽作業(清掃、片づけ等雑役を行う者)	4
その他(溶接工、工事現場で事務を行う者など)(注)	5

(注) その他とは、上記1～3以外の専門職及び工事現場で事務を行う者をいいます。

(4) 現在の仕事(職種)の経験年数

1年未満	7 1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	4
10年以上	5

(5) 今の現場における立場もしくは職位(兼務している場合は、より上位の立場もしくは職位)

現場代理人	8 1
職長	2
技能工(一般作業)	3
技能工見習い	4
その他	5

(6) 所属している会社等

元請事業者	9 1
一次下請事業者	2
二次以下の下請事業者	3
分からない	4

2 現在のあなたの工事現場では、労働災害防止のための安全対策は講じられていると思いますか。

講じられている	10 1
あまり講じられていない	2
具体的に分からない	3

3 あなたは、現在の工事現場で作業をしていく上で、安全衛生教育を受けたことがありますか。

ある	ない
1	2

その安全衛生教育は効果がありましたか。安全衛生教育の内容ごとに、それぞれ該当する番号に1つ〇をつけてください。なお、同じ教育を複数回受けた方は、直近の教育の効果についてお答えください。

安全衛生教育の内容	受けた		受けなかった
	効果があつた	効果はなかつた	
新規に現場に入場したときの教育	1	2	3
作業内容が変更されたときの教育	1	2	3
危険又は有害な業務についての教育	1	2	3
職長に対する教育	1	2	3
安全管理者等に対する教育	1	2	3
その他の教育	1	2	3

→ (新規入場者教育を受けた(1又は2に〇をつけた)方のみお伺いします。)

あなたが受けた新規入場者教育とは、取得資格や安全衛生教育の受講状況等を確認するための新規入場者アンケートだけでしたか。

はい	1
いいえ	2

4 あなたは、現在の工事現場での作業中、自分の身に危うく労働災害がふりかかるような「ひやり」としたり、「はっ」としたりした体験(ヒヤリ・ハット体験)がありますか。

ある	1
ない	2

その体験を他の労働者に対して知らせる機会がありましたか。

あつた	1
なかつた	2

それはどのような機会でしたか。該当する番号すべてに〇をつけてください。

朝礼など現場のミーティングで話し合いをした	
元方事業者の安全衛生教育時に話し合いをした	
事業主の店社で行うミーティング中に話し合いをした	
個人的に他の労働者に対して知らせた	
その他の機会です	

5 あなたは、5年前(平成16年)と現在を比較すると、工事全体の工期が短縮されていると思いますか。

思う	1
思わない	2
わからない	3

工期短縮によって、安全衛生面で何らかの影響が生じていると感じますか。

何らかの影響が生じている	1
特段の影響は生じていない	2

6 あなたは、労働災害防止対策として事業主及び元方事業者に対して希望することはありますか。

ある	1
ない	2

それはどのような事項ですか。該当する番号すべてに〇をつけてください。

日数に余裕を持った工程にする	
天気の悪い日や夜間はなるべく作業させない	
十分な作業員を確保する	
職長は作業員間の連絡と調整を十分に行う	
工事の責任者は現場に常にいるようにする	
現場に適当な人数の有資格者を配置する	
ヘルメット・安全帯など古くなったものは交換する	
安全のきまりを守らない業者とは契約をしない	
安全衛生教育を十分に行う	
その他	

— 以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。 —  
(封筒に入れ、封をして工事現場の担当者にお渡しください。)